

法改正情報（令和7年度行政書士試験）

【地方自治法】

改正地方自治法は、新型コロナ（感染症の大流行）の対応をめぐって、国と自治体との間で調整が難航するなどの課題が明らかになったことから、個別の法律でカバーできない事態にも迅速に対応できるよう、国と自治体の関係をあらかじめ規定することが柱となっています。

（資料及び意見の提出の要求：自治法 252 条の 26 の 3）

「各大臣」又は「都道府県知事」その他の「都道府県の執行機関」は、

「大規模な災害」、「感染症のまん延」その他「これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」（「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と総称する。）が発生し、又は発生するおそれがある場合、

- ・国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対処方針を検討するとき
- ・国民の生命・身体・財産を守る措置（=生命等の保護の措置）を講じるとき
- ・「生命等の保護の措置について適切と認める普通地方公共団体」に対する「国又は都道府県の関与」を行うため必要があると認めるとき

普通地方公共団体に対し、資料の提出を求めることができる。

【簡潔にまとめると】

災害や感染症など、国民の安全に重大な影響がある事態に対処するため、国や都道府県は必要があれば、市町村などの地方公共団体に対して資料提出を求めることができる。

（事務処理の調整の指示：自治法 252 条の 26 の 4）

各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため、

当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る都道府県において、

「当該都道府県の事務の処理と当該都道府県の区域内の市町村の事務の処理との間の調整」を図る必要があると認めるときは、

当該都道府県に対し、当該調整を図るために必要な措置を講ずるよう指示をすることができる。

【簡潔にまとめると】

各大臣は、災害や感染症などの重大事態において、住民の生命等を守るために、都道府県と市町村の事務処理の調整が必要と認めたときは、都道府県に対して調整措置を講じるよう指示できる。

(生命等の保護の措置に関する指示：自治法 252 条の 5)

各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の規模及び様相、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る地域の状況その他の当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関する状況を勘案して、生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その必要な限度において、普通地方公共団体に対し、当該普通地方公共団体の事務の処理について当該生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

【簡潔にまとめると】

各大臣は、重大な災害や感染症などの事態において、住民の生命等を守るために必要があると認めたときは、閣議決定を経て、地方公共団体に対して必要な措置を講ずるよう指示できる。

(普通地方公共団体相互間の応援の要求：自治法 252 条の 6)

普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命等の保護の措置を的確かつ迅速に講ずるため必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、応援を求めることができる。

この場合において、応援を求められた普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、正当な理由がない限り、当該求めに応じなければならない。

【簡潔にまとめると】

地方公共団体の長等は、災害や感染症など重大事態の際、住民を守るために他の地方公共団体に応援を求めることができ、求められた側は正当な理由がなければ応じなければならない。

(都道府県による応援の要求及び指示：自治法 252 条の 7)

都道府県知事は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該都道府県の区域内の市町村の実施する生命等の保護の措置が的確かつ迅速に講ぜられるようにするために必要があると認めるときは、

市町村長又は市町村の委員会若しくは委員に対し、他の市町村長又は他の市町村の委員会若しくは委員を応援することを求めることができる。

【簡潔にまとめると】

都道府県知事は、重大な災害などの際に住民を守るために必要と認めるときは、市町村長等に対し、他の市町村への応援を求めることができる。

(国による応援の要求及び指示等：自治法 252 条の 26 の 8)

都道府県知事は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、「他の地方公共団体への応援の求めや指示」だけでは応援が円滑に実施できないと認めるとき担当する各大臣に対し、以下の者に応援を求めるよう要請できる。

- ・他の都道府県知事やその委員会等
- ・他の市町村長やその委員会等

【簡潔にまとめると】

都道府県知事は、大規模災害などで他の地方団体への応援要請や指示だけでは不十分な場合、各大臣に対して他の自治体からの応援を求めるよう要請できる。

(職員の派遣のあっせん：自治法 252 条の 26 の 9)

普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、

生命等の保護の措置を的確かつ迅速に講ずるため、職員の派遣が必要と認めるとき

各大臣または都道府県知事に対して、職員の派遣のあっせん（自治法 252 条の 17）を求めることができる

【簡潔にまとめると】

地方公共団体の長等は、大規模災害などで住民を守るために必要があるとき、職員の派遣を国または都道府県にあっせんしてもらうよう求めることができる。

(職員の派遣義務：自治法 252 条の 26 の 10)

普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、上記規定によるあっせんがあったときは、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

【簡潔にまとめると】

地方公共団体の長等は、職員派遣のあっせんを受けたとき、業務に著しい支障がない限り、適任の職員を派遣しなければならない。

(情報システムの利用に係る基本原則：自治法 244 条の 5)

普通地方公共団体は、

事務処理において「効率的・合理的な行政の実現」および「住民の利便性の向上」の趣旨を達成するため必要があると認めるとき

情報システムを有効に活用するとともに、

他の地方公共団体や国と協力し、情報システム利用の最適化に努めなければならない。

【簡潔にまとめると】

地方公共団体は、行政の効率化や住民サービス向上のため、情報システムを有効に活用し、国や他の自治体と協力して最適な運用を図るよう努めなければならない。

【入管法】

従来の入管法では、下記のような問題点がありました。

① 長期収容が常態化していた

退去強制処分（国外退去命令）を受けた外国人が帰国を拒否した場合、出入国在留管理庁（入管）は原則「収容」を続けるしかなく、期間の上限も明示されていませんでした。

結果として、数年にわたる無期限収容が発生。

入管施設内での人権問題や精神的・肉体的苦痛、さらには死亡事故（例：2021年スリランカ人女性ウィシュマさんの死亡）も発生し、国際的にも批判を受けました。

② 難民申請の繰り返しによる「送還回避」が可能だった

日本では、難民申請中は原則として送還できませんでした。

これを逆手に取り、実質的な在留資格のない外国人が繰り返し難民申請を行い、強制送還を回避するケースが多数あり問題となっていました。

③ 仮放免制度の限界

入管に収容されている外国人の中には、健康状態などの理由で一時的に「仮放免」される者もいました。

しかし、仮放免中は就労禁止・健康保険なし・住居不安定など、社会的保護が乏しい状態でした。

同時に、入管は仮放免者の監視手段が限定的で、逃亡・所在不明者も発生していました。

④ 自主的に帰国したくても不利な扱い

退去強制命令が出た外国人が自ら入管に出頭して帰国する場合でも、「上陸拒否期間」が5年または10年と長く、再入国が困難でした。

逆に摘発された後のほうが軽くなるケースもあり、自主的な帰国を促進するインセンティブがなかった。

こういった問題点を背景に下記のように改正されました。

1. 難民申請の3回目以降で送還可能になった

難民認定手続中でも、3回目以降の申請者は強制送還の対象になります。ただし、「相当な理由資料」があれば例外的に保護措置が取られる可能性もあります。

2. 監理措置制度の導入

仮放免中の不法残留者などについて、収容を継続せず一定の監理人の下で生活しながら退去手続を進める「監理措置」が導入されました。毎3か月ごとに収容の必要性も審査されます。

【監理措置とは？】 不法滞在などで退去強制手続中の外国人を、「入管施設に収容せず」、家族や支援者などの監理人の監督のもとで社会内で生活させる制度です。監理措置が認められずに収容が続いている外国人について、収容が長期化しないように、3か月に1回、収容の継続が本当に必要かどうかを審査する仕組みが義務づけられました。

3. 退去命令違反等に対する刑罰の創設

退去命令を拒否したり送還を妨害したりした場合、**刑事罰**の付加が可能になった。

4. 自主出頭者への上陸拒否期間短縮

オーバーステイ者などが自ら出入国在留管理局に出頭して帰国すれば、**再入国禁止の期間**（日本への上陸拒否期間）が「1年」に短縮された。

5. 収容期間の定期見直し（3か月ごと）

長期収容を避けるため、入管施設での収容の必要性を3か月ごとに判断する仕組みが導入されました。

【情報流通プラットフォーム対処法（旧：プロバイダ責任制限法）】

インターネット上の誹謗中傷や権利侵害が深刻化している現状があります。特に、SNSや匿名掲示板などにおいて、匿名性を悪用した違法・有害情報の発信が後を絶ちません。

このように、インターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題になっていることを踏まえ、被害者救済と発信者の表現の自由という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、プラットフォーム事業者等がインターネット上の権利侵害等への対処を適切に行うことができるようにするための法制度が整備されました。

① 対象拡大：大規模プラットフォーム事業者の指定

総務大臣の指定により、月間アクティブユーザー数1000万人以上、もしくは延べ発信者数200万人以上の基準に該当するSNSや匿名掲示板運営者が対象となります。

② 対応の迅速化義務

削除申出への対応：申出受付窓口の整備・公表、調査実施、判断結果の申出者への通知（原則として7日以内）などが義務化されました。

③ 透明性確保のための義務

削除基準と実施状況の公表義務：削除を判断する基準や、実際にどれだけ削除対応を行ったかを明示・年1回開示する必要があります。

侵害情報調査専門員の配置：弁護士等の専門知識を持つ担当者を設置し、調査体制の整備が義務化されました。

④ 罰則規定の創設

総務大臣は、大規模プラットフォーム事業者が、定められた規定に違反した場合には、その違反を是正するために必要な措置を勧告することができ、仮に、当該勧告に従わなかった場合には、是正措置を命ずることができます。

そして、大規模プラットフォーム事業者が当該是正措置に違反した場合には、違反行為をした者は**1年以下の拘禁**又は**100万円以下の罰金**となり、法人の代表者若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務について、その違反行為をしたときは、その法人に対しては**1億円以下の罰金刑**となります。

【住民基本台帳法】

① 戸籍の附票に「住民票コード」を追加記載可能になった

これまでの附票には住民票コード（住基ネット内の個人識別番号）は記載されていませんでしたが、令和6年5月27日以降、申請により戸籍附票に住民票コードを記載できるようになりました。

ただし原則として「省略」が基本で、記載を希望する場合は申請書に明示する必要があります。

記載可能なのは本人・配偶者・直系尊属や直系卑属などのみで、代理人による請求は制限されています。

② 戸籍の附票の記載事項に「国外転出者」の場合等が追加された

一 戸籍の表示

二 氏名

三 住所（国外に転出をする旨の届出（国外転出届）をしたことによりいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていない者（国外転出者）にあっては、国外転出者である旨）・・・追加

四 住所を定めた年月日（国外転出者にあっては、その国外転出届に記載された転出の予定年月日）

五 出生の年月日

六 男女の別

七 住民票に記載された住民票コード（国外転出者にあっては、その国外転出届をしたことにより消除された住民票に記載されていた住民票コード。）・・・追加